

令和2年6月12日

保護者の皆様へ

都城市教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

都城市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の改訂版  
(6月11日改訂) について (お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、国や県の指針をもとに、都城市教育委員会として感染症リスクを低減するためのガイドラインを作成し、今回、改訂いたしました。今後は、下記のとおりの対応となります。

保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止対策への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、期間については、令和2年6月11日以降とし、今後の感染状況等を踏まえながら、必要に応じ、改訂・追加する場合がありますので御留意ください。

記

1 ガイドラインの期間

令和2年6月11日以降

2 主な改訂について

(1) 教育活動上の主な留意点

ア 学校行事等について

行事名	対応
修学旅行 宿泊学習	<u>○2学期以降、実施可能です。</u> ・実施の際は、旅行サービス提供事業者等と、感染防止対策について十分な協議を行います。
遠足 校外学習等	<u>○実施可能です。</u> ・バスを利用する場合は、修学旅行同様、バス会社や見学先の事業者等と、感染防止対策について十分に協議を行います。 ・徒歩で移動する場合にも、安全に十分配慮しながら児童生徒の距離を確保するようにします。
参観日 保護者会等	<u>○実施可能です。</u> ・3つの密が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、学年ごとの分散開催や参観人数の制限など）を工夫して行います。 ・保護者会等については、必要性が高いと判断される場合、感染症予防に十分配慮した上で実施することができます。
運動会 体育大会	<u>○2学期以降、実施可能です。</u> ・運動会・体育大会の実施に当たっては、3つの密が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、半日開催、分散開催など）を工夫して行います。 ・児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合、実施を見合わせるこ

	<p>とがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者等が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をします。</li> <li>・保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策への協力をお願いします。</li> </ul>
学習発表会 文化発表会	<p><u>○2学期以降、実施可能です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表会、文化発表会の実施に当たっては、3つの密が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、半日開催、分散開催、校内放送の活用など）を工夫して行います。</li> <li>・児童生徒の鑑賞の形態、保護者等の参観、昼食の在り方など、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策への協力をお願いします。</li> </ul>
鑑賞教室	<p><u>○6月11日以降、実施可能です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの密が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、学年ごとの分散開催や密にならない会場設営など）について、事業者と感染防止対策について十分な協議を行います。</li> </ul>
水泳指導	<p><u>○1学期は実施しません。なお、夏休みのプール開放も行いません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期に実施する際は、3つの密が重ならないよう、授業における指導方法や更衣の方法（例えば、身体的距離の確保や密にならない更衣場所の確保など）を工夫して行います。</li> </ul>

## イ 部活動について

対応
<p><u>○実施可能とします。</u></p> <p>ただし、6月14日（日）までは練習試合や大会等への参加は自粛します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の活動時間は、更衣、準備、片付け等を含め、長くとも2時間程度とします。学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とします。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。</li> </ul>

## 3 その他

改訂版のガイドラインは、都城市のホームページからも閲覧及びダウンロードできます。